

令和7年度 第3回府中市子ども・子育て審議会議事録

▽日時 令和8年2月12日(木) 午後2時から午後4時まで

▽会場 府中駅北第2庁舎3階大会議室

▽参加者 委員側 汐見会長、平田副会長、村上委員、山崎委員、伊藤(博)委員、金子委員、石川委員、伊藤(淳)委員、草刈委員、田中委員、筒井委員、中田(徳)委員、畑山委員、林委員、和田委員、成川委員(16人)

事務局側 阿部子ども家庭部長、関田子ども家庭部次長、奥野子育て応援課長補佐、桐生子ども家庭支援課子ども家庭サービス担当主幹、浦川保育支援課長、古田保育支援課長補佐、竹内児童青少年課長、加藤児童青少年課長補佐、宮崎子育て応援課推進係長、宮崎子ども家庭支援課相談担当主査、長岡子ども家庭支援課相談担当主査、西井保育支援課支援計画係長、中村保育支援課給付審査係長、荻野児童青少年課放課後児童係長、深野児童青少年課健全育成担当主査、小山障害者福祉課子ども発達支援センター発達支援担当主査、佐藤保育支援課職員、青木保育支援課職員、菊地子育て応援課職員、永井子育て応援課職員、渡辺子育て応援課職員(22人)

▽欠席者 西條委員、植松委員、中田(公)委員、墓田委員(4人)

▽傍聴者 0人

【次第1 開会】

事務局

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今より令和7年度第3回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。

(※ 事務局 資料確認)

続きまして、事務局より3点、ご報告等をさせていただきます。

1点目は、本日の委員の出欠状況についてです。

本日の委員の出欠状況について、事務局よりご報告いたします。欠席のご連絡をいただいている委員は、植松委員、中田 公留実委員、墓田委員の3名です。また、伊藤 淳委員は都合により遅れての出席となる予定です。

本日の会議は、委員20名中15名が出席しており、出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づき、有効に成立していることをご報告させていただきます。

2点目は、本日の審議会の傍聴についてです。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、2月1日号の「広報ふちゅう」及び市のホームページで募集をいたしましたが、傍聴の応募はございませんでした。

3点目は、マイクのご使用についてです。

本審議会では、後日議事録を作成することから録音しておりますが、皆様の発言を確実に録音するためにも、マイクのご使用をお願いいたします。

マイクの受け渡しは事務局で出来るだけスムーズに行えるようにいたしますので、ご協力をお願いいたします。

事務局からの連絡事項等は、以上となります。

それでは、ここから先の議事進行につきましては会長をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

【次第2 議題(1) 乳児等通園支援事業の認可について】

会長

皆さん改めてこんにちは。

議題の最初は、乳児等通園支援事業の認可についてです。

乳児等通園支援事業がこの4月から始まりますが、いわゆるこども誰でも通園制度と言われています。この事業は幼稚園や保育園でできるのですが、簡単に説明をします。今、0歳～2歳の子のうち、約6割の子は保育園を利用しておらず、残りの4割が保育園やこども園等を利用しています。

子どもが生まれ、朝から晩まで2人でずっと暮らしていて、ストレスfulになってしまうのは専業主婦家庭の方が多いと言われてしています。そのようなことはヨーロッパでも起こっています。そこで、親が働いていなければ保育園やこども園を利用できない制度をやめようと、誰もが権利として使える制度に変えていこうという流れが起こっているのです。実際に法律が随分変わってまいりました。

日本の憲法には、教育を受ける権利は、全ての日本国民にあると書いてあります。その教育を受ける権利の後に、義務教育は、これを無償とするとされていて、その流れで教育を受ける権利は6歳以上の子どもがイメージされるようになっていきます。つまり、今の憲法には0～5歳の子どもについて保育を受ける権利があるとは明示的には書いていないのです。教育を受ける権利を0歳まで広げられるかは解釈にもよると思います。法律をつくるかどうかは別として、親が働いているか否かに関係なく、きちんとした設備が整い、人材もいる施設で、0歳～2歳の子どもの子どもが保育を受けることが、将来的にはそれが権利であるとしていきたいということが多分国の方向なのです。

そこで、まずは乳児等通園支援事業という形で実施し、これがうまくいくと、もっと法律が整備されていくと。その意味で目玉として始められていくのがこの乳児等通園支援事業なのです。

これについては、自治体で認可することになっていますので、それを今日は審議していただくため、簡単に説明いたしました。

では、資料1を見てください。

乳児等通園支援事業認可について、事務局から説明いただけますか。

事務局

それでは、乳児等通園支援事業の認可についてご説明させていただきます。

こども誰でも通園制度の概要等について、会長から説明いただき、一部重複するところはございますが、ご説明させていただきます。

はじめに、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の概要について簡単にご説明させていただきます。

本制度は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までの児童を対象に、月一定時間の範囲で、時間単位で柔軟に通園できる仕組みとして、国において創設された新たな制度になります。家庭とは異なる環境での経験や地域の中で人と関わる機会を通じて子どもの育ちを支えることを主な目的としております。制度の概要につきましては、参考資料（こども誰でも通園制度の利用者向けリーフレット）をご確認いただければと思います。

次に、本議題を本審議会にお諮りしている理由についてでございますが、乳児等通園支援事業は市町村が事業者を認可する制度であり、事業者の認可に当たっては、市町村児童福祉審議会の意見を聞くこととされております。本日は、令和8年4月からの事業開始に向けて事業者から提出された申請内容について、委員の皆様からご意見を伺うものでございます。

それでは、資料1の内容についてご説明させていただきます。

申請件数は、一般型5件、余裕活用型2件、計7件でございます。

事業開始日は、いずれも令和8年4月1日を予定しております。

対象となる児童は、0歳6か月から満3歳未満までの保育所等に通っていない児童になります。

次に、事業概要でございますが、一般型乳児等支援事業者につきましては、市内私立幼稚園5園、府中つくし幼稚園、府中新町幼稚園、北山幼稚園、府中白糸台幼稚園、府中あおい幼稚園でございます。認可定員、開所日、開所時間、利用料、給食有無等は、表に記載のとおりでございます。

認可定員は、施設ごとに異なり、0歳児、1歳児、2歳児の受入人数をそれぞれ設定しております。

最後に、余裕活用型乳児等通園支援事業者につきましては、既存の保育所の受入余力が生じた際に活用するもので、市内認可保育所のアスク府中本町保育園、

アスク府中片町保育園の2園でございます。認可定員、開所日、開所時間、利用料、給食の有無等は、表に記載のとおりでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

会長

一般型乳児等通園と余裕活用型とがございました。一般型は、そのために新しく実施するものです。余裕活用型は、保育園等で、施設はあるけど定員が満たしていないとか、そのようなところで先生もおり、場所もあるので、それを活用させてくださいというものです。一般型は幼稚園が多くて、余裕活用型は保育園が多いのかもしれませんが。

開所時間について、一般型では午前が中心ですが、府中白糸台幼稚園では預かり保育の時間帯の午後5時までで、今までの子どもと変わらない支援をすることになっています。

利用料は1時間当たり300円ですが、国から出る補助はかなり人数・時間数が制限されています。しかし、東京都がこれとは別に「多様な他者との関わりの機会の創出事業」という似た事業への支援を始めていまして、それを合わせると全国に比べてかなり進んだものとして始められる可能性があるということです。これは、都道府県によって随分違います。

そのようなことを受けて、これで実施したいという提案が出ていますので、何かご意見、ご質問があったら、出していただきたいと思います。

委員

余裕活用型の保育園2園は、今年の4月入所の際に、とても厳しいエリアの保育園で、加点があってようやく入れるぐらいだったので、余裕がなさそうだなという感じがして、その中で府中白糸台幼稚園は0歳から預かってくれる枠があり、すごく心強いなと思っています。

先行して実施している自治体では、月10時間のうち1回の利用の制限があったり、時間の何時間までとか、仕事が理由では駄目とか、いろいろありましたが、どうでしょうか。

副会長

委員のおっしゃるように、今年度7月から、多様な他者との関わりの機会の創出事業を開始し、0歳～2歳を預かっていまして、ほぼ同じぐらいの人数を募集しています。イメージで言うと、こども誰でも通園制度を始めて、1人が月に10時間ですと、2日でもう枠が終わってしまいます。そのため、その部分はもし予約が入れば、多様な他者との関わりの機会の創出事業で対応していこうかねと市役所と相談しています。

なお、多様な他者との関わりの機会の創出事業の利用募集をすると、大体、そ

の日の午前中ぐらいで埋まります。こども誰でも通園制度だけでは、今の多様な他者との関わりの機会の創出事業の方々は拾えないと思います。

会長

月10時間では、1週間に1回、午前中に利用すると、それで枠が終わってしまいます。こども家庭庁に聞いたら「評判が悪いことはよく分かっています。」ということでした。現場から「これじゃ足りない。もっと増やしてほしい。」という声を上げてほしいと言われました。

アスクの認可定員について、32人というのは大丈夫ですか。

事務局

余裕活用型の2園の保育園に関しましては、通常の保育園の運営の定員の設定になってございます。委員がおっしゃる様に現状の申込状況では、定員は埋まっている状況ですが、今後、二次募集ですとか、4月以降の空きが生じた際に運営をできるよう、今回認可をしていただきたいということで増やさせていただいたものであります。実態としては、大部分は保育園の通常のお子さんが占めるような形で、空きが生じた場合に運営をするための定員設定という形になります。

委員

認証保育所は、認可に比べて小規模で、大体定員が40人ぐらいですが、よっぽど空かない限り、面積も、保育士も一杯一杯なので、とてもこれに対応するような園はないと思っています。

余裕活用型は、空きでやるということで、通常の保育の面積とか保育士の数は同じで良いと思うのですが、幼稚園の方に定員がありますが、これは空きがあるので面積は大丈夫かと思うけど、保育士の確保について、10時間といえども、一気に同じ日に集まることも想定できるわけです。それは断るのですか。それとも、常に対応できるような用意しておくということなのでしょうか。

事務局

今ご指摘いただきました職員の配置に関しまして、今回の認可申請に当たりまして、職員配置ですとかも、どなたが担当になるかというところまで各園に考えていただいて申請いただけるようなものになりますので、職員を配置した上での申請をいただいているような状況でございます。

委員

常にいつ来ても預かれるように、この定員の中で預かれるように準備がされているということなのですね。

事務局

おっしゃるとおりでございます。

副会長

少なくともうちは準備しています。

職員、特にパートの職員は障害のあるお子さんに加配についていた職員が多く、非常に優秀な職員なので、そういう方々に話をしてやっていただくような形でありますので、この16人の定員に対して11人用意しています。現状でも、1歳児6人に対して最低でも4人ぐらいで見えています。2歳児についても、1人泣くとつきっ切りになるため、4人ぐらい常時つけることが多く、それで回していますから十分うちはできます。

会長

どうですか。お願いします。

委員

幼稚園の方で数が多く上がっていますが、従来、幼稚園は幼児を見られていて、今回の制度は0歳から2歳までで、年齢がかなり異なり、乳児になるので、また異なった知識や経験が必要と感じました。その辺りで、年齢に応じた安全性や保育の質の担保というところでは、市はどのようにされるご予定でしょうか。

会長

お願いします。

事務局

ご指摘のとおり、幼稚園に関しましては0歳から満3歳未満までの子の受入れを行っていただく予定でございますけれども、不慣れな部分というのは確かにあると思います。しかしながら、職員配置に関しましては、保育士の資格をお持ちですとか、必要な研修を受けていただいた方が担っていただく事業になりますので、技能というところに関しましては満たしているものと考えてございます。

一方で、不慣れな部分に対しては、必要な研修の情報や、こども家庭庁で用意する資料等を確認し、周知させていただいた上で、安全に実施していただける体制づくりをしていきたいと考えております。

委員

ありがとうございます。その必要な研修とは、こども家庭庁から提供され、この事業を始めるに当たって研修を受けるという考えでよろしいでしょうか。

事務局

こども家庭庁の動画の配信については、今準備しているところですが、実際に運営していただくまでには、こども誰でも通園制度の規定等にのっとっていただいで運営ができるよう、情報を提供するなどの対応を市として取っていきたいと考えてございます。

委員

保育士資格をもちろん持たれている先生方だとは思いますが、乳児と幼児では大分違うところもあるかと思しますので、その辺りは市としてもご留意いただくと良いのかなと思いました。

もう1点よろしいですか。職員の数が足りないという声をどんどん上げてほしいということが会長からもございましたが、保育園は2園挙がっていて、そして受入れが現状はできないじゃないかということでしたけれども、これは基本的には任意でできるという保育園のみが申請されるとの理解でよろしいですか。

昨年、この事業に関して市民にアンケートを取られていたかと思いますが、現状でも保育園が一杯一杯なのに、さらにこの事業を開始することで、保育の質がどうなるのだろうかという懸念の声がかなり散見されていたように思いました。こちらは余力が生じた際にということですので、声が上がって改善されるまでの間に、保育所がさらにひっ迫した状態にならないというところをもう一度確認させてください。

事務局

保育所の利用がひっ迫するかどうかに関しては、通常の子どもの運営の定員の範囲の中で、空きが生じた場合に実施していただくので、この事業を追加で実施するに当たって、より一層子どもたちが増えて窮屈になる状況は生じないものと捉えてございます。

保育の質の部分に関して申しあげますと、保育支援課に公立保育所のOBが在籍をしており、各保育園に巡回支援をさせていただきながら、施設の運営の困った点ですとか、サポートできる点の相談に乗っているところでございます。

乳児等通園支援事業に関しましても、事業開始以降になりますが、4月以降に各園に回らせていただきながら、安全な運営ができるように現場の状況を確認しながら、必要な支援を行っていきたいと考えてございます。

委員

ありがとうございます。もう1点だけ質問させていただきたいのですが、幼稚園で受入人数が少ないところは3人になっておりますが、制度の目的が保護者の都合ではなく、子どもにとっての集団の経験、子どものより良い育成を目指すというのが1つあったかと思えます。

この人数で柔軟な時間でとなると、集団保育の経験はどの程度できるのかなというの率は率直に感じたところで、保護者の都合の預かりではなく、子どものより良い成長のためにという一時預かり事業との違いがそこだと思うので、その目的に沿った運用になるように何か取り組まれるご予定はございますか。

事務局

今回定員の設定に関しましては、各施設の諸室の状況ですとか、人員の配置に基づき、可能な定員設定を設けていただいたところになります。

委員ご指摘のとおり、本来の本制度の趣旨、子どもにとっての集団保育、集団での経験を提供したいというところに関しては、今回の定員設定の部分に関して言いますと、現状の受入体制の中での集団の経験という形でご提供をさせていただくところになります。

今後については、各園それぞれの実質的な状況が整い次第、始めていただくところですので、取組がほかの園にも波及するとか、定員設定の部分ですとか、それぞれの園でやってみないと分からない部分はあると思いますので、その中で、どのように広げていけるかというところはこちらとしても、今後丁寧に各園とコミュニケーションを取っていきたいと考えてございます。

委員

承知しました。ありがとうございます。アンケートの自由意見もいろいろ意見が寄せられていたと思います。懸念の声も、疑問の声もあったかと思っておりますので、ぜひ、市民に何かしらの形でこの回答が伝われば良いなと思っております。ありがとうございます。

副会長

ご心配の向きだと思いますが、ほとんどの幼稚園は俗に言うプレという形で満3歳になる前から、うちの場合は1歳児までプレという形でお預かりをしていた経験があるので、この辺りは心配をしておりません。

資格の問題ですと、20年ほど前から、幼稚園と保育園の資格を取って大学や短大を出る職員が多くて、その後の選択肢として保育園や幼稚園に来ている人が多いので、保育士の資格を持っている人もうちの場合はおります。

それから、0歳児に関しては、産婦人科で働いている赤ちゃんのためのベビーマッサージの資格を持った人が、1週間に1回、親子で担当するようになっています。これも私どもの幼稚園に関してでしたら、ご心配の向きは当たらないと思います。

また、幼稚園の園児が登園した後に関しては、預かり保育の子どもと交流も可能なので、お兄ちゃんお姉ちゃんと遊べるような経験も、今もしておりますので、その辺りもご心配は要らないのではないかと思います。

他の園に関しても、ほとんどプレを行っていると思いますし、つくしさんのことはよく分かりませんが、多分その3人というのは、子ども6人まで1人の職員で見られるが、今までの経験から、丁寧に見るには3人にしようということだと思います。良心的な意味でこうなっているのではないかと。これは推測です。

会長

はい、ではどうぞ。

委員

10年くらい前ですが、1時間300円くらいママ保育園というか、そういうところに実際預けていましたが、子どもの立場になると、仲良くなったと思っても、Aちゃんは11時まで、Bちゃんは12時までで、11時までの子が帰ると寂しくなるみたいなのです。先生だけでなく、子どもの中に入り、親から離れることが一つの勉強だと思うし、一時預かりとの違いが書いてありますが、親ではなく専門家の目の近くで子どもが預かってもらえてというので、私の中では十分じゃないかなと思って、そのような制度が広がって良かったと思っています。

受け入れる園の方々からすれば、事故などがあると、目が届かなかったのではないかという話になってしまうので大変かと思いますが、本当に少ない時間だから目の届く範囲で、室内でお絵かきとか、そういったのでも親は助かる制度だと思っています。

会長

ただ、親のための制度だけではないのが売りなのです。専門家がいる、様々な環境があるところで暮らすことが子どもの成長にプラスになっていくという、広い意味での教育施設であるという、そのような触れ込みです。もちろん、親から見たら、助かったという可能性が大きいのですが。

僕から質問なのですが、児童福祉法が改正されて、各自治体に保育士・保育所支援センターを置かなければならないと法定化されましたが、府中市ではどうなっていますか。

事務局

現状では府中市には、そのようなセンターを検討していない状況でございます。

会長

法定化されたら設置は努力義務ですか。保育士・保育所支援センターを置いて、そこから保育所に様々な巡回指導や相談を行う拠点をきちんとつくれというのが今度の児童福祉法の改正の目玉なのですが、それはどうなっているのか。

事務局

ご質問いただいている保育士・保育所支援センターの設置義務があるのは、おそらく都道府県で、本市としてはまだ検討等していない状況でございます。

会長

そうですか。今回は都道府県と政令指定都市が義務なのですね。多くは社教にゆだねているようですが、大事な機能を担いますので、場合によっては、大きな市ではつくってほしいものですね。

保育士・保育所支援センターでは、実際に保育をきちんとできているのかや、新しい課題が出てきているのかという状況を把握した上で、対応していかなければなりません。0歳～2歳の保育は大事なのですが、僕に言わせると一番難しいのです。国全体でも、保育中の事故で死亡事故があるのは、ほとんど0～1歳です。不適切保育が起こっているのも大体それが多いのです。

例えば、国のガイドラインには、食事中に子どもが寝てしまったときの対応について、記載がないのです。

救急救命士は気管支に食物が入ったときの出し方について訓練を受けます。しかし、保育士はそのような訓練を受けていないのです。国に意見をあげましたが、3年くらい前、りんごを食べている途中で誤って気管支に飲み込んで亡くなった方が全国で3名います。ほとんどが0歳～2歳です。実は、私たちが考える以上に0歳～2歳は丁寧に対応しないと、思わぬ事故が起こりかねません。

制度を始めることは、もちろんすごく良いことですが、0歳児保育はヨーロッパもあまりもうやっていません。家庭で親が見ることが、子どもにも親にもいいだろうということで、育休制度が整っている国では撤退しています。しかし、1歳から保育園に入るのは、家庭の文化になじんできたときですからいきなり集団にというのは適応が難しいというデータがある。そのような意味で、制度をつくったのはいいのだけれども、内容や質を丁寧にチェックしていかないと事が起こってからではまずいのです。

僕らはここで審議して、良いよと言った手前、責任も生じますから、その保育が今までやったことがないところで始めるわけですから、しばらくは困ったことがありますかとか、そのような状況をつかんでいただいて、この審議会に報告していただくという、そのようなやり方等が僕は必要じゃないかと思っています。

初めてやるから丁寧にやってくださると思いますが、慣れてくるといろいろと課題が出てくると思います。状況を適宜つかんで、うまくやっているとか、このように課題があるとかというのは報告していただくことはできますでしょうか。

事務局

ご説明をさせていただきましたけども、保育支援課に現在、認可保育園等を巡回している支援員がおります。今後、こども誰でも通園制度が始まりましたら、

本制度の対象施設にも巡回という形で回らせていただいて、一定の質の担保を含めて、施設の方のお悩みも聞かせていただくという形でスタートさせていただきたいと思います。

不安事等あれば、こちらのほうにもご相談させていただければと考えております。

会長

しばらくの間でいいですが、巡回してくださるときにどうだという辺りを、ここに報告していただきたい。

何か問題ないのかという辺りだけは報告していただけないかということです。

事務局

分かりました。ご報告させていただきたいと思います。

会長

みんなじゃなくて僕や副会長でもいいですが、とにかく新事業で、とても必要な事業です。

副会長

報告は私だけにしても結構なのですが、市役所の方でもできるだけもっと周知をしていただきたいなと思います。

例えば、この方々を受け入れるに当たっては、事前にその方針とか施設とかやり方を30分以上説明する。その方が納得をして、じゃあお願いしますねというと、書面を取り交わした上で、初めて利用ということになります。

それから、0歳児に関してはお話をしたように、親子でベビーマッサージですから、1歳に関するもお子さんの様子が分かってくるまでは長時間預かったりはしませんし、なおかつ、慣れるまでは親子で来ていただく。保育園でもそうですが、こども誰でも通園制度に手を挙げて実施をする幼稚園はそのようなことをしていることを周知してほしい。「本当に幼稚園で大丈夫なのか」ということばかり先立つと、この制度に対する考え方も変わってきますし、イメージが悪くなると思うので、ぜひその辺りはしっかりしてほしいなと思います。

面積等に関しては、満たしていて、うちの場合は基準の何倍もあるくらい満たしています。市役所でも認可をしていただくならば、そういうことをしっかり認めた上で認可をしたということは周知をする努力をしていただきたい。そうでないと、幼稚園が構わず始めて、適当にやっていると捉えられると、国策であるのに非常に迷惑なので、ぜひお願いしたいと思います。

会長

ありがとうございます。今おっしゃったとおりで、幼稚園は既に2歳児保育などを行っていて、園によりますが、多くのところではよい条件でやっていますね。それから、私は、条件が許せば、親御さんも一緒にいるのが良いのではないかと考えているのです。子育ての勉強にもなっているというような状況をまずつかんで、私たちも情報を共有したいと思います。それで、課題があるのだったらどうやるかと、ここでも議論できればということをお願いしたいです。

日本の保育の状況は、大分変わると思います。それが間違いなく良い方向に行くよう、ぜひ注目していただきたいと思います。

何かほかにありますでしょうか。

なければ、これよろしいでしょうか。この5つの幼稚園と、2つの保育園で始めること、よろしいですね。ありがとうございました。では、新しく環境が変わっていくと思いますので、注目してください。

では、その次、資料2を見てください。新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設及び乳児等通園支援事業の利用定員についてであります。

説明をお願いいたします。

【次第2 議題(2) 新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設及び乳児等通園支援事業の利用定員について】

事務局

それでは、新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設及び乳児等通園支援事業の利用定員について、ご説明いたします。

はじめに、「1 趣旨」でございますが、子ども・子育て支援法の規定に基づき、新たに事業の開始を予定している特定教育・保育施設及び乳児等通園支援事業所の利用定員について報告し、委員の皆様からのご意見を伺うものでございます。

「3 利用定員の設定」をご覧ください。

「(1) 特定教育・保育施設」でございますが、ソラスト府中保育園について現在も運営を行っておりますが、設置者を株式会社ソラストから株式会社ソラスト・キッズ・ネクストへ変更することに伴い、新規設置として整備するものでございます。利用定員は、2号認定が66人、3号認定が50人、合計が116人で、現在と変更はございません。

「(2) 特定乳児等通園支援事業所」でございますが、先ほどの議題のとおり、一般型及び余裕活用型として7施設ございます。利用定員は、認可定員と同数となっており、一般型は5園実施予定で、合計の利用定員は63人でございます。また、余裕活用型では2園実施予定で、合計の利用定員は64人でございます。

乳児等通園支援事業全体の利用定員は、127人となっております。

説明は以上となります。

会長

ありがとうございました。このソラスト府中保育園というところは、特定教育・保育施設で、中身は変わらないのですが、設置者が変わるということで、改めて認定したいということです。

これはどうでしょう、よろしいでしょうか。特に疑問はないですね。

ありがとうございました。これで認められました。

では、その次の資料3です。私たちが議論してつくった府中市こども計画がありますね。そこで、乳児等通園支援事業の実施に関わる府中市こども計画の代用計画の策定について、少し検討していただきたいということで、お願いします。

【次第2 議題(3) 乳児等通園支援事業の実施に係る府中市こども計画の代用計画の策定について】

事務局

それでは、乳児等通園支援事業の実施に係る府中市こども計画の代用計画の策定について、ご説明いたします。

資料3をご覧ください。

はじめに、「1 趣旨」でございますが、令和6年の子ども・子育て支援法の一部改正により、府中市こども計画において、乳児等通園支援事業について、利用需要の見込みや確保方策を定めてきました。その後、令和7年の法改正により、これらに加えて、教育・保育等の一体的提供や体制確保の内容についても、計画に位置付けることが求められました。しかし、府中市こども計画は、令和7年1月に既に策定済みであることから、計画自体は変更せず、代用計画を策定することで対応するものでございます。

次に、「2 代用計画の概要」でございますが、代用計画を策定する場合は、国が定める書式を使用することとなっております。

代用計画は、令和7年度以降の利用需要と提供体制、一体的提供体制及び体制確保の内容の2点を定めることとなっております。令和7年度以降の利用需要と提供体制は、国が示す算出手引きに基づき、ア、イ、ウのとおり算出しております。

資料4の乳児等通園支援事業の実施に係る府中市こども計画の代用計画（案）をご覧ください。資料4は実際の代用計画（案）になります。

「1 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制について」は、令和7年から令和11年までの就学前児童数、対象児童数、利用率、利用者数、必要受入時間数、必要利用定員総数についての見込み量等の数値になります。

児童数については、府中市こども計画で見込み量を算出したときと時点を合わせております。また、令和8年度及び令和9年度の必要利用定員総数につきましては、現計画においては経過措置を適用し、利用者の利用可能時間数を3時間で算出しておりましたが、代用計画においては通常の10時間で算出するため、合

計数を変更しております。

なお、令和8年度からこども誰でも通園制度を実施するため、令和7年については算出値が0のところがございます。

最後に「2 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育の保育等の推進に関する体制の確保の内容」でございますが、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備すること、また、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援するため、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進することとしております。

説明は以上となります。

会長

ありがとうございました。こども計画に書く数字の計算の仕方を国で決めていて、ア、イ、ウに計算の仕方が書いてあり、それに基づいて改めて作り直したら、今の資料4のような数値になるということです。令和7年と令和8年で言いますと、利用率のところが大きく変わります。利用者数のニーズもかなり増えてくることになりまして、こども誰でも通園制度が始まったときの数字に書き換えるということで、全部をつくり替えるじゃなくて、代用計画という形にしたいということですが、いかがでしょうか。

では、お願いします。

委員

施設や利用者数について、もっと増やしていくという考えはないのかなということ、名前をこども誰でも通園制度ではなく、違う名前にする案はないのかなと思っています。

先ほど言ったように、去年くらいから保育園に入るのがすごく厳しくて、今年は特に全部落ちた人たちすごくたくさんいて、200点満点以上でも落ちるといって、加点がないと入れない人たちもいる中で、こども誰でも通園制度やりますと言ったら暴動が起きそうな気がしてちょっと怖くて、ほかの自治体でも違う名前でやっているところもあるので、ニックネーム的な分かりやすいものをつくるのはどうなのかなと思っています。

また、4月1日から事業が始まると思いますが、事前の面談や申込方法など、どのようにされるのか、もう決まっているのかなということと、どうやって周知していくのか、どのような施設がどういった形でやるのかも丁寧に説明していかないといけないかなと思うのですが、その辺りは決まっているのでしょうか。

会長

法的には、こども誰でも通園制度と言っていないくて、乳児等通園支援事業と言

っているのですが。

委員

説明がこれになっちゃうと思うのですけど。

会長

それが分かりやすいので、こども誰でも通園制度と言っていますが、法的な文書では乳児等支援事業と書いてあります。その名前をもう少し分かりやすくしたらどうかと、急に言われても出てこないと思うのですが、府中市民にとっては、0歳～2歳がいつでも保育を受けられるということが分かるような、そういうネーミングですよ。それから、まだ保育園に入りにくいところがあるけれども、これができるとうれしくなりますよという宣伝もきっちりやってもらいたいということ。

府中市のホームページで、保育を申し込むときに、こども誰でも通園制度のところをちゃんとセットに書いてあげて。幼稚園がやってくれれば、そのまま幼稚園に行けますから、それで大分みんな助かると思うのですが、ご趣旨は分かりました。頭に置いておきたいと思います。皆さんのほうで具体的にこういうものというのはありますか。

委員

全くないです。

会長

もし、何か思いついたら。

委員

そうですね、思いついたら言います。

会長

自治体によって、独自のネーミングで実施しているところがありますが、府中市民にとって分かりやすい何かがあったら。

この数字は、いじることできない数字なので、これで良いと思いますが、よろしいでしょうか。

特に意見がなかったので、これも認めたいと思います。

それでは、代用計画を新たにつくって、それを配布することになります。

事務局

会長、よろしいでしょうか。

会長

お願いします。

事務局

先ほど、ご質問いただきました周知についてでございますが、3月15日号の広報に掲載をする予定でございまして、それに向けて、ホームページ、LINE等でも周知ができるように準備を進めてまいります。

会長

分かりました。市民の口から口でね、これからこども誰でも通園制度が始まったら、大分楽なるよということを、伝えていただければと思います。

広報やホームページにも載るということで、ある程度は伝わるとは思いますが、いろいろ懸念があるのは事実でございますけども、上手にプラスして、こんな子どもの姿があると広報で載せていただいたりすると、安心できるかもしれません。

それでは、認めていただいたとして、先に進みたいと思います。

資料5です。府中市子ども・子育て審議会虐待等防止対策部会の設置についてです。説明をお願いいたします。

【次第2 議題(5) 府中市子ども・子育て審議会虐待等防止対策部会の設置について】

事務局

府中市子ども・子育て審議会虐待等防止対策部会の設置についてご説明します。

資料5をご覧ください。

はじめに、「1 経緯」でございますが、令和7年4月、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、同年10月1日に施行されました。これにより、保育所や幼稚園などでも、職員による虐待について、児童養護施設等と同様の通報義務や、行政による事実確認、改善措置等の仕組みが法定化されました。

その中で、改正児童福祉法の規定により、市町村は虐待事案に対応した場合に、児童福祉審議会等への報告が義務付けられております。また、児童福祉審議会を設置していない市町村においては、委員に相当する者への報告が必要とされております。

これらを受けまして、「2 本市における対応」でございますが、本市においては、児童福祉審議会に相当する機関として、府中市子ども・子育て審議会条例第9条の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会虐待等防止対策部会を設置し、専門的かつ客観的な立場から意見聴取を行い、子どもの権利擁護と市の適切な対応の確保を図りたいと考えております。

次に、「3 部会の構成等（案）」でございますが、委員数につきましては、若干名を予定しており、本会の委員2名と臨時委員1名を選出させていただきたいと思っております。構成メンバーにつきましては、児童福祉の専門家、弁護士、医師の中から選出するものでございます。

次に、「4 部会の開催回数」につきましては、年2回程度、おおむね6か月に1回を予定しておりますが、重大な虐待事案や緊急を要する案件が発生した場合は、臨時に開催することといたします。

なお、報告すべき虐待事案がない場合には、部会の開催は、見送ることと考えてございます。

次に、「5 通報義務等の対象となる施設・事業」でございますが、改正児童福祉法に基づく通報義務の対象といたしましては、記載の施設となります。

なお、保育所や幼稚園等につきましては、都道府県が主体の所管となるため、本市も相談窓口に通報があった場合は、必要に応じて都道府県に通報となります。

次に、「6 部会への報告事項」でございますが、大きく記載の6点となっております。通報等がなされた施設の情報や子どもの状況、確認できた虐待の状況、虐待を行った職員の情報、行政が行った対応の内容、改善措置の有無などでございます。

次に、「7 部会の所掌事務」でございますが、大きく4点としておりまして、定期的な報告の受理、重大・緊急案件における報告の受理、困難事例への専門的助言、必要に応じた関係者からの意見聴取としております。

最後に、「8 部会の取扱い」でございますが、部会の会議につきましては、個人情報を含む案件を取り扱うため、非公開とし、議事録も要旨のみ作成・公開することといたします。

また、部会への報告をもって、児童福祉審議会に相当する機関の報告といたします。

説明は以上となります。なお、資料6につきましては、部会の設置要領となりまして、内容が重複するため、こちらの説明は割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。小規模保育事業などいろいろありますが、そのようなところでの職員による虐待です。どこまで虐待にするかというのが難しいですが、保育園で不適切な保育が問題になったことがありまして、簡単にはなくなるといって、これをもう少し厳しく管理する制度を作っていないとまずいことになりました。

そこで、職員による虐待があった場合には、そのことをきちんとここに報告しなければならない。その前に、その虐待を受けて、これを虐待と認めるかどうか等を検討してもらおう部会をその下に作っていきたい。その部会のメンバーは、専

門の学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者の3人ぐらいでいいのではないかということです。その3人が検討して、これは虐待だから対応しなければいけないということになったら、そのことについてここに報告してもらおうという形です。そういう形で作ってくれということが国から来ましたので、市として作りたいというご提案です。

何かご質問ございますか。

委員

児童福祉法によるものということですが、児童といっても小学生ということではなくて、この対象になるのは、0歳から18歳までの子どもという理解でよろしいのでしょうか。

会長

学童保育が入っています。学童は今6年生になっていますから、年齢でいうと、12歳までの子どもが学童クラブに入ります。

委員

ありがとうございます。児童福祉法における対象の子どもの年齢を調べたところ、0歳から18歳までとありますが、そこまで入るのかなと思ったのですが、この部会の対象の子どもの年齢としては、小学生までということですね。ありがとうございます。

また、府中市立の小学校、放課後子ども教室、児童館、発達支援センターは、この所管に入らないのでしょうか。

会長

どう考えますかね。お願いします。

事務局

放課後子ども教室につきましては、児童福祉法の事業ではないというところで、こちらの制度の対象には入っておりません。また、児童館につきましては、行政所管庁が東京都になっておりますので、東京都に通報があった場合は、東京都で対応を行うというつくりになっております。

会長

直接所管しているのは、記載のとおりだということです。保育所、幼稚園等については、都道府県が主たる所管行政庁で、本市の相談窓口相談があった場合には、内容を受け止めた上で、必要に応じて所管行政庁に引き継ぐということです。

事務局

小学校ですとか、放課後子ども教室「けやきッズ」等については、所管としては文部科学省となり、今回は、児童福祉法の改正に基づくものでございますので、その児童福祉法を所管する施設に限ったお話ではございますけれども、その他の施設におきましても、それぞれ基準を有しておりまして、その基準に沿った虐待対応というのは当然ながら行っているものでございますので、そこは、また別の基準に沿ってしっかり対応していくつもりでおります。

以上でございます。

また、1つ、別の追加のご説明がございます。

会長

お願いします。

事務局

資料5の2ページ目の「5 通報義務等の対象となる施設・事業」について、1つ事業が漏れておりました。事業所内保育事業も、所管が市町村になりますので、(6)として追加させていただきます。

また、児童福祉法以外のものについては、福祉施設も対象になってきますが、ほとんどの所管が市町村ではなく東京都になってまいりますので、東京都に報告して東京都で対応するものになるものでございます。

以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。

事務局

先ほどの年齢の件で、子育て短期支援事業でございますが、ショートステイ事業を見込んでおりまして、年齢としては、2歳から17歳まで受け入れることが可能なため、その対象の範囲が該当してくるものと思っております。

会長

分かりました。ショートステイの場合は、17歳まで入ることになります。

委員

ありがとうございます。発達支援センターは、府中市の所管ではないのでしょうか。

事務局

児童発達支援センターについては、府中市で設置しておりますが、行政所管庁としては、市町村が所管するものではございませんので、虐待の報告先は、東京都になります。

会長

発達支援センターの所管庁は、東京都になるのですね。

市町村に作れと言っているのですけれども、所管しているのは東京都だということになります。

認可保育所を認可しているのは、東京都なのですよね。ですから、認可しているところが、問題が起こったときには責任を取らなければいけないということになりまして、ここは、府中市が認可しているところが対象になっているということになります。

その辺りを行政できっちりしとかなければいけないのは、それはそっちの責任だろうとあって、いやこっちだということがしょっちゅう起こるから、はっきりしておこうということです。

資料6は、設置要領という文書に替えたものになりますので、これをセットで審議いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。はい、お願いします。

委員

資料6の第2の所掌事務について、(1)から(4)まで、意見を述べること、助言を行うこと等ですが、実際に、その虐待防止とか、運営の改善に直結するような監視とか指導の権限というのがあるのでしょうか。意見を述べるとか、助言を行うということであると、虐待防止に対する実効性としては、低いような印象を受けました。

会長

僕が言うのもおかしいですけど、3人の会を作ったからといって、そこで虐待防止の具体的なことをできるわけではないです。それは警察がやるとか、児童相談所でやるとか、仕事としているところに、つなぐことになっています。その3人の委員が虐待防止のために、その家庭に行って何かするとか、そういうことではないですから。

これは虐待ですよと判定するかどうか、大きいと思います。これは法律違反だし、人権違反があるということで、きちんとやっていただきたいということです。

具体的に、そのようなことがあった場合に、職員に聞き取りなどを行うと思

ます。その聞き取りを行うことによって、あなたは疑われていますよと伝わりま
すよね。そのようなところまではできると思います。

しかし、その職員を解雇するかどうかは、その法人の問題になるため、決めら
れないと思います。

委員

市として、情報を把握して意見を、市としての意見を共有すればというような。

会長

例えば、その会で、これは辞めさせた方がいいですよというようなことが決ま
ったとしたら、それは、設置者にそういうことを伝えるということになります。
この会から辞めさせることはできないということになります。そのような強い権
限があるわけではない。つまり、職員の解雇について、この部会で決めることは
できません。解雇した方がいいですよという提言はするかもしれません。

委員

ありがとうございます。

会長

何かご質問ありますでしょうか。

何かあったら、その3人が招集されて、実態を調べたりということで、場合によ
っては聞き取りもやろうということになるかもしれません。それは、お任せす
るしかないです。

お願いします。

事務局

ご意見ありがとうございます。

市としましては、一番大事なことは、そういった虐待があったことを隠さない。
委員に報告するというのを義務付けられましたので、起きたことは、必ず皆様に
報告するという形になります。こういうことが起きていても隠してしまう、な
かったことになるということが、一番いけないことだと思っていますし、こうい
った報告をして、こういった改善をする、それでは足りない、もっとするべきだ
とか、こうするべきだといったご意見をいただいて、より良くしていく、子ども
たちにとって、良い場所にする。そこが一番大事だと考えておりますので、もし
足りないことがあれば、またご意見をいただきながら、改善していきたいと思
いますので、皆様に忌憚ないご意見を今後もいただきたいと思っております。あ
りありがとうございます。

会長

実際に、こういうことが起きると、ここだけの情報にしておいてくださいねというようなこともあるかもしれません。デリケートな問題になってきますが、人権問題になってきますので。あまりこういうことは起こらないようにしなければいけないですけれども、実際に始まると、難しい問題が出てくるかもしれません。とにかく、国は作れと言っていますし、子どもの権利を守りたいので、こういう制度を作っておいたほうが良いと思います。よろしいでしょうか。

いろいろ、変わることはあると思いますけれども、3人の委員を選んでいただいて、進めたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、「学童クラブにおける虐待通報に係る事実確認調査の結果について」事務局から説明をお願いします。

【次第2 議題(5) 学童クラブにおける虐待通報に係る事実確認調査の結果について】

事務局

議題(4)において、虐待事案への対応につきましては、部会を設置して報告させていただくことになりましたが、令和7年度に発生した事案について、部会を設置する時間的余裕がないため、本審議会においてご報告させていただくものです。

また、本議題は、府中市情報公開条例第32条第1項第2号「不開示情報に該当する事項を審議する場合」に該当するため、非公開とすべきと捉えております。

つきましては、非公開の可否について、会長からお諮りしていただいでよろしいでしょうか。

会長

本議題につきまして、非公開とすることが望ましいとの事務局からの説明がありました。非公開とすることについて、ご異議はございませんでしょうか。

委員

異議無し

会長

それでは、本議題は非公開として審議を進めます。

※ 学童クラブにおける虐待通報に係る事実確認調査の結果について、1件の報告を行い、委員から意見聴取を行った。

【次第3 その他】

会長

次第の「3 その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

事務局

それでは、連絡事項をお伝えさせていただく前に、議題(5)の資料を回収させていただきます。

※ 資料を回収

それでは、最後に、事務局より2点、連絡事項がございます。

1点目ですが、本日の審議会の会議録につきましては、事務局で作成し、後日、委員の皆様へ、電子メールにより内容確認の依頼をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

2点目ですが、次回の本審議会につきましては、令和8年7月頃に開催したいと考えておりますが、詳細が決まりましたら、ご連絡させていただきますので、ご承知おきください。

事務局からは、以上でございます。

会長

それでは、今日はありがとうございました。まだまだ寒いので、皆様お気を付けてお過ごしください。これで本日の審議会を終わります。